

労働条件通知書交付推進キャンペーンについて

1 目的

宮崎労働局管内の労働相談は、この10年間で2倍となり、年間1万件を超えている。相談内容としては、年次有給休暇、いじめ・嫌がらせ、時間外労働、退職・解雇、賃金不払等が増加している。

相談が増加している要因の一つとして、年次有給休暇、退職や解雇の手続、時間外労働等の労働条件について労働者に対する周知が不十分であることがある。

労働基準法では、事業者に対し、労働者を採用する際には、年次有給休暇・時間外労働・賃金・退職・解雇等の基本的事項を記載した労働条件通知書を交付すること等により労働条件を明示することが義務付けられている。

しかし、未だに、労働条件通知書を交付する等により労働条件を明示していない事業場やその内容に不備がある事業場がみられる。

このような状況を踏まえ、労働者の雇用が多くなる3月から4月の時期に、労働者を採用する際の労働条件通知書交付による労働条件の明示を徹底するために、宮崎労働局では、「労働条件通知書交付推進キャンペーン」を実施することとした。

2 名称

「労働条件通知書交付推進キャンペーン」

3 実施時期

令和5年3月1日から令和5年4月30日まで

4 具体的実施事項

- ① 事業者は労働者を採用する際に労働条件通知書を交付することにより労働条件を明示すること
- ② 労働条件通知書には、年次有給休暇、退職の手続等必要な事項を記載すること
- ③ 労働条件通知書の記載事項の点検と確認を行うこと

5 実施団体等の実施事項

(1) 宮崎労働局労働基準部監督課、労働基準監督署

- ① 業界団体等に対する文書による協力要請
- ② 各種会合・研修会での説明・要請
- ③ リーフレット等の作成
- ④ ホームページへの掲載
- ⑤ 関係機関の広報誌への掲載依頼
- ⑥ 監督指導時の労働条件通知書の交付状況の確認
- ⑦ 総合労働相談窓口等における相談等の実施

(2) 宮崎労働局職業安定部、公共職業安定所

- ① 求職者、求人事業所に対するハローワーク窓口等での労働条件通知書の交付状況の確認及びリーフレットの配付

(3) 業界団体等

- ① 会員に対する周知等
- ② 会員に対する指導・援助

(4) 事業場

- ① 労働条件通知書の作成及び内容のチェック
- ② 労働者を採用する際の労働条件通知書の交付
- ③ 労働条件通知書等の明示及び管理者への周知